

生ごみ処理機器購入費補助金

市では、ごみの減量化を推進するため家庭から出る生ごみを自家処理することができる電気式生ごみ処理機および生ごみ処理容器（コンポスト・EM専用バケツ）を購入する世帯に購入費の一部を補助します。



補助の要件

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している人
- (2) 処理機・容器を適切に使用し、かつ、適切に維持管理できること
- (3) 堆肥化された生ごみを自ら適切に処理することができること
- (4) 南島原市内の販売店から購入すること
- (5) 電気式生ごみ処理機については5年間、処理容器については3年間、補助金の交付を受けた者が同一世帯にいないこと

補助金額

- ・電気式生ごみ処理機
購入額の2分の1（100円未満切捨て）
限度額 20,000円
1世帯1台限り 予定数 15台
 - ・生ごみ処理容器（コンポスト・EM専用バケツ）
購入額の2分の1（100円未満切捨て）
限度額 3,000円
1世帯2個まで 予定数 50個
- ※先着順に受け付けを行いますので予算額に達した場合は申請を締め切ります。

申請方法等

処理機・容器を購入前に「補助金交付申請書」を各総合支所の市民課に提出してください。
※申請書等は各総合支所の市民課にあります。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。
※すでに購入しているもの、補助金交付決定通知書を受け取る前に購入したものには補助できません。

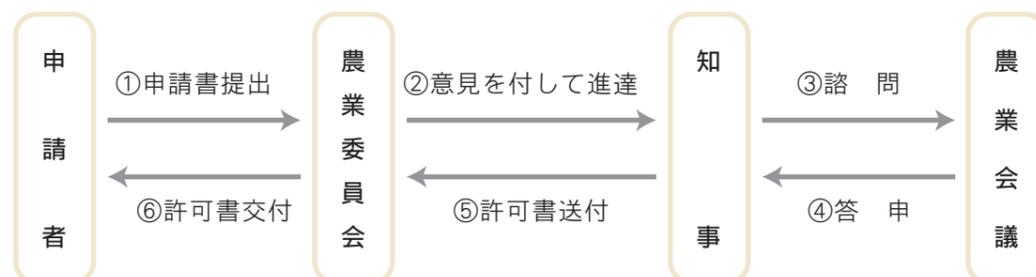
お問い合わせ 市民生活部 環境課 TEL050-3381-5041

農地を転用（利用変更）するときにはご注意ください

農地を住宅用地や資材置場、道路などにする場合は、許可が必要です。
農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としています。
農地は農業を営む上で大切なものであり、一度農地以外のものにされると元に戻すことが困難であることから、将来に向かって優良な農地を確保できるよう、土地の合理的な利用を踏まえ、適正な農地の転用が行われるよう、農地法や他の法令で守られています。

【転用許可事務の流れ（2ヘクタール以下の転用）】

※標準的事務処理期間を設け、申請を受けてから6週間以内に処理できるよう努めています。



お問い合わせ 農業委員会事務局 TEL050-3381-5090

保育所・幼稚園の平成20年度の入所受付、入園募集を延期します

市では、現在、市立の保育所、幼稚園の見直しを検討中であるため、来年度の入所受け付けおよび入園にかかる募集を延期します。受け付け・募集の時期は平成20年1月頃を予定していますのでお知らせします。詳しいことは各担当課までお尋ねください。

保育所

福祉保健部 地域福祉課 児童家庭班
TEL050-3381-5051

幼稚園

教育委員会 学校教育課 学校教育班
TEL050-3381-5081

南島原市男女共同参画計画（原案）を公開します

市では、男女があらゆる分野に平等に参画し、ともに社会の発展を支えていくような男女共同参画社会の実現を目指して、本年度中に男女共同参画計画の策定を予定しています。
その計画の原案を11月1日から、各総合支所市民課および南島原市のホームページで公開しますので、市民の皆さまのご意見をお寄せください。

お問い合わせ 企画振興部人権・男女共同参画室 TEL050-3381-5035

母子福祉医療費受給者証の更新について

現在お持ちの母子福祉医療費受給者証の有効期限は平成19年11月30日(金)となっています。
対象者には更新の案内を送付しますので、受付期間内に更新手続きをしてください。
※もし更新されない場合には、12月からの受診分について医療費の助成を受けることができませんのでご注意ください。

提出（準備）するもの

- ①母子福祉医療費受給者証 ②健康保険証
- ③印鑑 ④更新の案内通知

受付期間

11月26日(月)～30日(金)

受付場所

各総合支所市民課

お問い合わせ 福祉事務所 地域福祉課 児童家庭班 TEL050-3381-5051 および 各総合支所市民課市民班

まちの話題をお知らせください

『広報南島原』では、読みやすく、わかりやすい紙面づくりを目指し、現在市内で委員会を発足し、研究を行っています。
その中に「市民との協働による広報紙づくり」が掲げられており、市民皆さまの話題や情報を反映していきたいと考えています。
まずは、市内のさまざまな話題や情報がありましたら、広報広聴班までお知らせください。こちらから取材にお伺いします。市民皆様のご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 秘書広報課 広報広聴班
TEL050-3381-5001 FAX0957-82-3086

